

中央卸売市場事務専決要綱

(令和6年6月1日改正)

中央卸売市場事務専決要綱

制定 昭和 60 年 7 月 16 日
最近改正 令和 6 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は中央卸売市場の所管事務に関し、中央卸売市場長（以下「市場長」という。）の権限の一部委譲について定めることを目的とする。

(総則)

第 2 条 部長、課長、課長代理及び係長（これらに相当する職にある者を含む。以下「部長等」という。）は別に定めのあるもののほか、その所管事務について、この要綱に基づき専決することができる。ただし、異例に属するもの、規定の解釈上疑義のあるもの又は重要と認めるものについては、市場長の決裁を受けなければならない。

(専決事項)

第 3 条 部長等の専決できる事項は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事項については、市場長の決裁を受けなければならない。

- (1) 市会に提出する議案、諮問又は報告
- (2) 議員要求の委員会資料等
- (3) 事務事業の執行に関する基本的な方針又は計画決定
- (4) 重要な事務事業の施行決定
- (5) 規定の解釈上、疑義のあるもの
- (6) 他所属への合議事項で、総合的調整を必要とするもの
- (7) その他異例又は重要な事項であるもの

(事故代決)

第 4 条 市場長に事故あるときは主管部長が、部長に事故あるときは主管課長が、課長に事故あるときは課長代理又は主管係長が専決事項を代わって決裁することができる。この場合において、代わって決裁した者は事故の止んだ後速やかに市場長、部長又は課長に報告しなければならない。

(緊急時における処置)

第 5 条 部長等は非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第 3 条本文の規定にかかわらず、適宜の処置をとることができる。ただし、実施後遅滞なく決裁権者に報告しなければならない

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別 表 (第3条関係)

庶務関係事項

整理番号	決裁事項	決裁権者	備考		
			根拠法規等	内部手続	その他
1	損害賠償金額の決定				
	(1)1件500万円を超える賠償金額の決定	市会議決	地自法96①(13) 地企法40② 設置条7(2)	総務課合議	総務局・財政局合議
	(2)1件500万円以下の損害賠償金額その他これに準ずる支出金の決定	市場長	地自法180 市長専(4) 事務専3①(15)		食肉会計は市会報告
2	移転補償、立退補償その他損失補償の額の決定	市場長	事務専3①(16)	総務課合議	
3	その他所管業務につき、法令、条例、規則等の規定に基いて行う処分その他権限の行使				
	(1)軽易又は定例のもの（裁量権の行使に係るもの）	部長	事務専17の2(6)		
	(2)軽易又は定例のもの（裁量権の行使に係るものを除く）	課長	課長専3(11)		
	(3)上記以外	市場長	事務専3①(24)		
4	訴訟、保全処分、強制執行、和解、調停、滞納処分、行政代執行等における市長代理人等の選任				
	(1)軽易又は定例のもの	課長	課長専3(12)		
	(2)上記以外	市場長	事務専3①(25)		
5	本市後援名義の使用許可				
	(1)定例のもの	課長	課長専3(13)		政策企画室秘書課長通知
	(2)上記以外	市場長	事務専3①(28)	総務課合議	政策企画室長通知
6	寄附又は贈与の受領決定				
	(1)負担付きのもの ・準公会計でかつ負担となるべきものの見積価格が50万円以下のもの	市場長	地企法40② 設置条7(1)	総務課合議	
	・上記以外（食肉会計のものまたは準公会計で負担となるべきものの見積価格が50万円を超えるもの）	市会議決	地自法96①(9) 設置条7(1)	総務課合議	総務局・財政局合議
	(2)負担条件の伴わないもの ・道路敷地用不動産 ・道路敷地用以外の不動産 ・不動産以外	建設局長 契約管財局長 市場長	事務専11(3) 事務専7(3) 事務専3①(26)	総務課通知（食肉会計は除く）	政策企画室長通知 政策企画室長通知 政策企画室長通知
	(1)市長名のもの ・市長が臨席するもの ・市長が臨席しないもの	市場長	事務専3①(27)	総務課合議	政策企画室長協議
	(2)市場長名のもの	市場長	事務専3①(27)	同上	
	(2)市場長名のもの	市場長	事務専3①(32)	同上	
8	印刷物への寄稿に関する事				
	(1)市長名のもの	市場長	事務専3①(27の2)	総務課合議	
	(2)市場長名のもの	市場長	事務専3①(32)	同上	
9	照会、回答、届出、報告、通知、申請、進達、副申等				
	(1)定例かつ複数課に関連するもの	部長	事務専17の2(7)		
	(2)軽易又は定例のもの	課長	課長専3(14)		
	(3)軽易かつ定例のもの	課長代理	課長専11①(3)		
	(4)上記以外	市場長	事務専3①(29)		
10	条例・規則・達の制定・改廃				
	(1)条例の制定・改廃	市会議決	地自法96①(1)	総務課合議	総務局長依頼
	(2)軽易な規則・達の制定・改廃	総務局長	事務専4①	同上	総務局長依頼
11	内規の制定・廃止又は改正	市場長	事務専3①(32)	総務課合議 (業条関連は、企画課も合議)	
	告示、公示等の依頼	市場長	事務専3①(32)	総務課合議	総務局長依頼

庶務関係事項

整理番号	決裁事項	決裁権者	備考		
			根拠法規等	内部手続	その他
13	表彰関係				
	(1)市長名による表彰、ほう償及び待遇の決定 ・重要なもの ・上記以外	市長 市場長	運要第1⑤(24) 事務専3①(32)	総務課合議 同上	政策企画室長合議 政策企画室通知
	(2)市場長名による表彰、感謝状の贈呈	市場長	事務専3①(32)	同上	
	(3)叙勲、国家褒章、知事表彰等の推薦	市場長	事務専3①(29)	同上	
14	遺失物の処理	課長	課長専3(10)		
15	帳票、書類様式等の決定	課長	文書事務の手引第6節		文書主任の事前確認
16	保存期間を経過した保管文書の廃棄処分の手続	課長	公文書管理規定第44		
17	(1)訴えの提起及び応訴 ・訴えの提起で目的物の価格が500万円を超えるもの	市会議決	地自法96①(12) 地企法40② 設置条7(3)	総務課合議	総務局依頼
	・訴えの提起で目的物の価格が500万円以下のもの	市長	地自法180 市長専(1)	同上	総務局依頼 食肉会計は市会報告
	・応訴	総務局長	事務専4	総務課合議	総務局依頼
	(2)和解及び調停 ・目的物の価格が500万円を超えるもの	市会議決	地自法96①(12) 地企法40② 設置条7(4)	総務課合議	総務局依頼
	・目的物の価格が500万円以下のもの	市長	地自法180 市長専(2)	同上	総務局依頼 食肉会計は市会報告

人事関係事項

整理番号	決裁事項	決裁権者	備考		
			根拠法規等	内部手続	その他
1	法令、条例又は規則等による当該職員の任免等 (1)任免の方針の決定 (2)個々の任免	市場長 総務課長	事務専3①(1) 事務専3①(1)	総務課合議	総務局長通知
2	非常勤嘱託職員（※附属機関等の委員及びこれに準ずる者を除く）の委嘱及び解嘱	市場長	事務専3①(1の2)	総務課合議	総務局長協議
3	会計年度任用職員（※地方公務員法第22条の2第1項に規定）の任免	市場長	事務専3①(1の3)	総務課合議	総務局長協議
4	臨時的任用職員（※地方公務員法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項第2号又は育児休業等に関する法律第6条第1項第2号に規定）の任免	市場長	事務専3①(1の4)	総務課合議	総務局長協議
5	休暇の承認（病気休暇及び介護休暇、介護時間を除く）、出退勤届の受付等 (1)市場長、部長 (2)課長 (3)課長代理 (4)係長、課員	市場長 部長 課長 課長代理	事務専3①(2) 事務専17の2(1) 課長専3(1) 課長専11(1)4		
6	病気休暇の承認 (1)市場長、部長 (2)課長 (3)課長代理、係長、課員	市場長 部長 総務課長等	事務専3①(2) 事務専17の3(1) 課長専4(1)		総務課通知（南港市場） 総務課通知（南港市場）
7	介護休暇及び介護時間の承認 (1)期間の承認 ・市場長 ・部長、課長、課長代理、係長 ・課員 (2)日々の承認 ・市場長、部長 ・課長 ・課長代理、係長、課員	市長 総務局長 総務課長	運要第1⑤(7の2) 事務専3の2(6) 課長専4(2)		
8	欠勤の承認、遅参にかかる届出の受付等 (1)市場長、部長 (2)課長 (3)課長代理、係長、課員	市場長 部長 総務課長等	事務専3①(9) 事務専17の3(5) 課長専4(6)		総務課通知（南港市場）
9	育児休業、育児のための部分休業、育児短時間勤務の承認 (1)市場長 (2)部長、課長、課長代理、係長 (3)課員 部分休業の日々の取消し (1)市場長、部長 (2)課長 (3)課長代理、係長、課員	市長 総務局長 総務課長	運要第1⑤(7の2) 事務専3の2(6) 課長専4(2)		
10	高齢者部分休業、配偶者同行休業、自己啓発等休業、休職（地方公務員法第28条第2項各号に該当する場合）の承認 (1)市場長 (2)部長、課長、課長代理 (3)係長、課員 高齢者部分休業（実績申請） (1)市場長、部長 (2)課長 (3)課長代理、係長、課員	市長 総務局長 人事課長	運要第1⑤(7)、(7の2) 事務専3の2(6) 課長専4(6)		
11	早出遅出勤務の承認 (1)市場長、部長 (2)課長 (3)課長代理、係長、課員	市場長 部長 総務課長等	事務専3①(9) 事務専17の3(5) 課長専4(6)		
12	休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令等 (1)市場長及び部長 (2)課長 (3)課長代理、係長、課員	市場長 部長 課長	事務専3①(2) 事務専17の2(1) 課長専3(1)		

人事関係事項

整理番号	決裁事項	決裁権者	備考		
			根拠法規等	内部手続	その他
13	時間外勤務に係る命令				南港市場については担当課長、主幹、副場長又は副主幹
	(1)課長代理	課長	課長専3(1)		
	(2)係長、課員	課長代理	課長専11(1)4		
14	職務に関連する受嘱の承認				
	(1)新規、条件変更の場合 ・市場長 ・部長、課長、課長代理 ・係長 ・課員	副市長 市場長 部長 総務課長	事務専2の2(6の2) 事務専3①(3) 事務専17の3(2) 課長専4(3)	総務課合議 同上	
	(2)上記以外の場合 ・特別職（所管業務に係るもの） ・市場長 ・部長、課長、課長代理 ・係長 ・課員	市場長 市場長 市場長 部長 総務課長	事務専3①(2の2) 事務専3①(2の2) 事務専3①(3) 事務専17の3(2) 課長専4(3)	総務課合議 同上 同上 同上	市長・副市長は政策企画室長、会計管理者は会計室長通知
15	職務に専念する義務の免除(組合職免を除く)				
	(1)市場長、部長	市場長	事務専3①(4)		
	(2)課長、課長代理	部長	事務専17③(3)	総務課合議	
	(3)係長、課員	総務課長	課長専4(4)	同上（南港市場除く）	
16	職務に専念する義務の免除（組合職免）				
	(1)課長、課長代理	市場長	事務専3①(4)	総務課合議	
	(2)係長	部長	事務専17の3(3)	同上	
	(3)課員	総務課長	課長専4(4)	同上	
17	部長以下の所属員が、法令による証人又は鑑定人となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合の許可	市場長	事務専3①(5)		総務局長通知
18	内国管外出張命令（宿泊を伴わない本市近接地内の出張命令を除く）				
	(1)市場長、部長	市場長	事務専3①(6)	総務課合議	
	(2)課長、課長代理	部長	事務専17の3(4)	同上	
	(3)係長、課員	総務課長等	課長専4(5)	同上	
19	外国派遣				
	(1)市場長	市長	運要1⑤(12)	総務課合議	
	(2)部長、課長	副市長	事務専2の2(8)	同上	
	(3)課長代理、係長、課員	総務局長	事務専3の2(12)	同上	
20	外国出張命令				
	(1)市場長	副市長	事務専2の2(7) 運要第3③(8)	総務課合議	総務局長届出
	(2)部長、課長、課長代理、係長、課員	市場長	事務専3①(5の2)	同上	課長代理以上の出張は総務局長届出
21	市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張命令				
	(1)市場長、部長	市場長	事務専3①(2)		
	(2)課長	部長	事務専17の2(1)		
	(3)課長代理	課長	課長専3(1)		
	(4)係長、課員	課長代理	課長専11(1)4		
22	所管業務に係る附属機関等の委員の任免 (職員を含む)	市場長	事務専3①(7)		
23	人事又は給与に関する事務処理				
	(1)市場長、部長	市場長	事務専3①(9)		
	(2)課長	部長	事務専17の3(5)	南港市場の給与に関する決裁権者は南港市場長	
	(3)課長代理、係長、課員	総務課長等	課長専4(6)		
24	公傷病の認定及び補償				
	(1)市場長	市長	運要1⑤(16)		総務局経由
	(2)部長、課長、課長代理、係長、課員	総務局長	事務専3の2(16)	総務課合議	
25	公務災害認定請求所属証明	課長			
26	休業補償、療養補償等の請求所属証明	課長	課長専3(11)		
27	課長、課長代理、担当係長及び課員の事務分担及び課員の配置に関すること	市場長	事規4(8)(12)		

予算計理関係事項

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
1	予算の流用				
	(1)項	市会議決		総務課合議	
	(2)目 (準公会計)	市場長	準公規87①	総務課合議	
	(3)目 (食肉会計)	財政局長	事務専6①(3)		
	(4)節・細節	市場長	事務専3①(18)		
2	収入金の徴収又は収納に関すること				
	(1)手数料、使用料の額の決定	市場長	事務専3①(23) 運用第4②(11)	総務課合議 (食 肉会計は除 く。)	手数料及び使用料の 新設又は変更にかかるものは財政局長協議
	(2)収入金の減免の決定	市場長	事務専3①(23) 運要第4②(11)	同上	裁量減免の決定は財 政局長協議
	(3)不納欠損処分	市場長	事務専3①(23) 運要第4②(11)	同上	財政局長協議
	(4)収入金の調定、更正、取り消し及び過誤納金の還付	課長 課長 市場長	課長専3①(6) (7) 課長専3①(6) (7) 事務専3①(23)	同上 同上 同上	
	・過誤納金の還付				
	・軽易又は定例の収入金の調定、更正、取り消し				
	・上記以外の収入金の調定、更正、取り消し				
	(5)督促				
	・軽易又は定例のもの	課長	課長専3①(6)		
	・上記以外のもの	市場長	事務専3①(23)		
	(6)強制執行	市場長	事務専3①(24)	総務課合議 (食 肉会計は除 く。)	
3	保証金の収納等に関すること				
	(1)収納、還付、差替え等	場長	課長専3①(6)	総務課合議 (食 肉会計は除 く。)	
	(2)保証金の充当	市場長	事務専3①(24)	同上	
	(3)保証金の減免の決定	市場長	事務専3①(24)	同上	
4	配当及び配付予算の範囲内における経費の支出決定及び経費の支出を伴う事務事業の施行決定				
	(1)500万円を超えるもの、及び(2)(3)以外のもの	市場長	事務専3①(17)	総務課合議 (食 肉会計は除 く。)	
	(2)500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の2(5) 事務専17の3(6)	同上	
	(3)100万円以下で定例のもの ・施行決定 ・支出決定	課長 総務課長等	課長専3①(5) 課長専5①(1)		
5	支出命令書の発行	総務課長等	課長専5①(4)		
6	物品の管理	総務課長等	課長専5①(5)		
7	統括用品の組替え	総務課長等	課長専5①(6)		

契約関係事務

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
1	工事の請負契約 (1) 予定価格が6億円を超えるもの ・ 準公会計 ・ 食肉会計	契約管財局長 市会議決	地企法40① 契規3①(1) 地自法96①(5) 地自令121の2① 契条	総務課合議 総務課合議	契約管財局長へ請求 契約管財局長へ請求
	(2) 予定価格が200万円を超えるもの		契規3①(1)	総務課合議 (食肉会計は除く。)	契約管財局長へ請求 但し、契規3③別表2に該当するものについては市場専決
	(3) 予定価格が200万円以下のもの	総務課長等	契規3③別表1 事務専3①(24) 事務専25①		
2	工事以外の請負契約 (印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。)				
	(1) 予定価格が200万円を超えるもの	契約管財局長	契規3①(2)	総務課合議 (食肉会計は除く。)	契約管財局長へ請求 但し、契規3③別表2に該当するものについては市場専決
	(2) 予定価格が200万円以下のもの	総務課長等	契規3③別表1 事務専3①(24) 事務専25①		
3	物件の買入及び売扱契約 ①不動産				
	(1) 買入	契約管財局長	契規3①(3)	総務課合議 (食肉会計は除く。)	契約管財局長へ請求
	(2) 売扱	契約管財局長	契規3①(3)	同上	同上
	②不動産以外の物件				
	(1) 予定価格が200万円を超えるもの (買入) 予定価格が40万円を超えるもの (売扱)	契約管財局長	契規3①(3)	同上	契約管財局長へ請求 但し、契規3③別表2に該当するものについては市場専決
	(2) 予定価格が200万円以下のもの (買入) 予定価格が40万円以下のもの (売扱)	総務課長等	契規3③別表1 事務専3①(24) 事務専25①		
	4 物件の借入契約 ①不動産				期間が1年を超えるものにあってはその年額
4	(1) 予定価格が70万円を超えるもの	契約管財局長	契規3②(1)	総務課合議 (食肉会計は除く。)	契約管財局長へ請求
	(2) 予定価格が70万円以下のもの	総務課長等	契規3③別表1 事務専3①(24) 事務専25①	同上	
	②不動産以外の物件				
(1) 予定価格が140万円を超えるもの	契約管財局長	契規3①(4)	同上	契約管財局長へ請求 但し、契規3③別表2に該当するものについては市場専決	
	(2) 予定価格が140万円以下のもの	総務課長等	契規3③別表1 事務専3①(24) 事務専25①	同上	

契約関係事務

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
5	不動産に関する契約（不動産の貸付契約及び建物の所有を目的とする地上権の設定契約（契約管財局所管のものを除く。））	契約管財局長	契規3①(5)・②	総務課合議（食肉会計は除く。）	契約管財局長へ請求
6	不動産及び物件の貸付契約	総務課長等	契規3⑤	総務課合議（食肉会計は除く。）	契約管財局の所管業務を除く
7	電気、ガス、水道の需給契約 市長が別に定める業務委託契約	市場長	契規3③別表2		
	(1) 予定価格が100万円を超えるもの	契約管財局長	契規3①(8)	総務課合議（食肉会計は除く。）	契約管財局長へ請求 但し、契規3③別表2に該当するものについては市場専決
	(2) 予定価格が100万円以下のもの	総務課長等	契規3①(8)	同上	
8	市有物件に係る損害共済に関すること	契約管財局長	事務専7①(5)	総務課合議（食肉会計は除く。）	契約管財局長へ請求
9	上記以外の契約	総務課長等	契規3③別表2 契規3④⑥ 事務専3①(24) 事務専25①		
10	契約内容の変更に関すること				
	(1) 市会議決を得た契約について				
	・契約金額の2割を超える増減 ・契約金額の2割以内の増減	市会議決 契約管財局長	契條 契規3⑦	総務課合議 総務課合議（食肉会計は除く。）	契約管財局長へ請求
	(2) 契約管財局長の締結した契約の変更	契約管財局長	契規58	同上	契約管財局長へ請求
	(3) 市場長の締結した契約の変更	市場長	契規66①		

財産管理関係事項

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
1	不動産もしくは動産の買入れの決定	市会議決 (但し、1 件1万m ² 未 満のものは 市長決裁) 〔準公会計 については 予算で定め る〕	運要第1⑤(19) 地自法96①(8) 財条2 地企法33② 設置条4	総務課合議	公有財産の取得の場 合は契約管財局長へ の請求が必要
	(1) 1件7,000万円以上のもの（土地については1 件1万m ² 以上のものに限る。）				
2	(2) 1件7,000万円未満のもの	契約管財局長	事務専7①(6)	同上	
	不動産もしくは動産の売払いの決定	市会議決 〔準公会計 については 予算で定め る〕	地自法96①(8) 財条2 地企法33② 設置条4	総務課合議	
	(1) 1件7,000万円以上のもの（土地については1 件1万m ² 以上のものに限る。）				
3	(2)別に定める方針に基づくもの以外のもの	市長	運要第1⑤(20)	同上	
	(3)別に定める方針に基づくもの	契約管財局長	事務専7①	同上	
	不動産の借入れ及び私権の設定の決定	市場長	事務専3①(13)	総務課合議（食 肉会計は除 く。）	私権の設定に係る価 格の決定その他の条 件の決定は契約管財 局長協議
4	行政財産の貸し付け、又はこれに地上権もしくは 地役権を設定しようとする時	市場長	財規9(3)	総務課合議	契約管財局長協議
5	普通財産の貸し付け、又はこれに私権を設定しよ うとする時	市場長	財規9(7)	総務課合議	契約管財局長協議
6	公有財産の所管換え、管理替えの請求	市場長	財規8(4) 事務専7(4)	総務課合議	契約管財局長へ請求
7	普通財産の交換、売り払い、譲与の請求	市場長	財規8(3)	総務課合議	契約管財局長へ請求
8	公有財産の管理で異例に属するとき	市場長	財規9(9)	総務課合議	契約管財局長協議
9	行政財産の用途の廃止、又は変更	市場長	財規9(4)	総務課合議	契約管財局長協議
10	普通財産から行政財産への変更	市場長	財規9(5)	総務課合議	契約管財局長協議
11	行政財産の目的外使用許可（行政財産及び普通財 産の使用承認を含む）				
	(1)新規	市場長	財規9(1)(2) 事務専3①(22)	総務課合議	契約管財局長協議 (財規9②を除く)
	(2)更新（当初許可の範囲内のものに限る）	部長	事務専17の3(8)	同上	

事務事業の施行に関する事項

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
1	配付予算の範囲内における事務事業の施行決定 (ただし、以下の2号から8号に掲げるものを除く。)	市場長			
	(1)1件500万円を超えるもの	市場長	事務専3①(29) 事務専3①(32) 事務専3①(17)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(2)1件500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の2(5)	同上	
	(3)1件100万円以下で定例のもの	課長	課長専5(1)	同上	
2	工事の施行決定				
	(1)1件6億円を超えるもの	市長	運要第1⑤(18)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(2)1件6億円以下のもの	市場長	事務専3①(11)	同上	
	(3)1件500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の2(2)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(4)1件100万円以下で定例のもの	課長	課長専3(2)	同上	
3	事務事業における業務の委託決定				
	(1)1件500万円を超えるもの	市場長	事務専3①(30)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(2)1件500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の2(8)	同上	
	(3)1件100万円以下で定例のもの	課長	課長専3(15)	同上	
4	物件（不動産及び統括用品を除く）の調達決定				
	(1)1件7,000万円を超えるもの	市長	運要第1⑤(19)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(2)1件7,000万円以下のもの	市場長	事務専3①(12)	同上	
	(3)1件500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の2(3)	同上	
	(4)1件100万円以下で定例のもの	課長	課長専3(3)	同上	
5	不動産以外の物件の定例の借入れの決定				
	(1)1件500万円を超えるもの	市場長	事務専3①(14)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(2)1件500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の2(4)	同上	
	(3)1件100万円以下で定例のもの	課長	課長専3(4)	同上	
6	不用品の処分決定				
	(1)1件500万円を超えるもの	市場長	事務専3①(20)	総務課合議（食肉会計は除く。）	
	(2)1件500万円以下で定例のもの	部長	事務専17の3(7)	同上	
	(3)1件100万円以下で定例のもの	課長	課長専5(2)	同上	
7	事務事業の施行決定又は事務の執行に関すること				
	(1)軽易又は定例のもの	課長	課長専3(17)		
	(2)軽易かつ定例のもの	課長代理	課長専11①(1)(2)(4)		
8	既決の事務事業の変更				
	(1)重要なもの	市場長	事務専3①(31)		
	(2)軽易なもの	課長	課長専3(16)		

中央卸売市場関係事項

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
1	中央卸売市場及び食肉処理場の臨時開場、休業等	市場長	業条5② 食規2	総務課合議 企画課合議	
2	市場の開場時間の臨時変更	場長	業条6		
3	市場関係事業者の許可、許可の取消し等 (1)卸売業者関係 ・卸売業務の許可、許可の取消し ・せり人の登録等（新規、更新、取消し、消除）	市場長 場長	業条11①、16 業条19①、20、21、22		
	(2)仲卸業者関係 ・仲卸業務の認定、認定の取消し ・仲卸業者の営業の譲渡、相続等の認可 ・仲卸業者の役員、使用人で売買取引に参加する者の承認	市場長 市場長 場長	業条25①、29 業条26①②③、27① 業規16② 南規15②		
	(3)売買参加者関係 ・売買参加の認定、認定の取消し ・売買参加者の役員、使用人に対する売買参加章の交付決定	場長 場長	業条32①、34 業規24② 南規23②		
	(4)関連事業者関係 ・関連事業の承認、承認の取消し	市場長	業条36①、37		
4	売買取引及び決済等の方法 (1)相対取引を制限する指示決定	場長	業条41③		
	(2)特別の事情による相対取引の承認（食肉部のみ）	副場長	業条41⑤		
	(3)せり売若しくは入札又は相対による物品の一定割合の決定・変更（食肉部のみ）	場長	業条41④ 南規28		
	(4)売買取引の制限、有害物品の販売禁止	場長	業条49、51③		
	(5)卸売代金の変更の承認	場長	業条52 業規41 南規42		
	(6)卸売業者の行う卸売の代行の承認	市場長	業条24		
	(7)格付機関の指定	南港市場長	業条48②		
5	市場施設等の使用 (1)市場施設等の使用許可 ・軽易又は定例のもの ・上記以外	場長 市場長	業条54①、食条2 課長専3①(11) 事務専3①(24)	総務課合議（南港市場を除く）	
	(2)市場施設等の使用許可の取消し、変更命令	市場長	業条54⑥、62 食条3	同上	
	(3)市場施設の用途変更、他人の使用の承認	市場長	業条59	同上	
	(4)工作物の設置等、現状変更の承認	場長	業条60		
	(5)市場施設等の滅失又は損傷等による原状回復又は弁済命令 ・重要なもの ・軽易なもの	市場長 場長	業条61 事務専3①(24) 課長専3①(11)		
	(6)市場施設の清掃等の指示	場長	業規52、南規53		
	(7)市場施設への立ち入り等	場長	業規53、南規54		
	(8)市場施設の返還期日の指定及び現状返還の承認	場長	業条63		
	(9)市場施設の返還時の検査	場長	業規54、南規55		
	(10)使用者負担の費用の認定	場長	業規56、南規57		
6	監督 (1)業務若しくは状況等の検査等	市場長	業条67		
	(2)改善措置命令等の決定	市場長	業条68	企画課合議	
	(3)監督処分	市場長	業条69	同上	

中央卸売市場関係事項

整理番号	決議事項	決裁権者	備考		
			根拠規定等	内部手続	その他
7	市場運営協議会				
	(1)委員の委嘱	市場長	業条70④		
	(2)専門委員の設置	市場長	業条70⑤		
	(3)協議会の開催	市場長	業規61、南規62		
	(4)幹事の委嘱	市場長	業規62、南規63		
8	卸売市場法等に基づく申請、報告、進達等				
	(1)中央卸売市場認定申請	市場長	卸法4②		
	(2)中央卸売市場認定の変更、業務規程の変更の申請	市場長	卸法6①②		
	(3)中央卸売市場休止及び廃止の届出	市場長	卸法7		
	(4)食品等流通合理化計画に係る認定、変更申請	市場長	合理化法5①、6①		
	(5)運営状況報告	市場長	卸法12①		
	(6)農林水産大臣への重要な事項の報告	市場長	卸法12②		
	(7)農林水産大臣への軽易な事項の報告	課長	課長専3①(14)		

注1 市長、副市長、局長等及び市場長の専決事項、事務専決規程及び市役所課長等専決規程に基づく部長及び課長の専決事項並びに市会の議決を要する事項についても、事務の便宜のため掲載した。

2 本表備考欄中には参考のため、次のことを掲載した。

- (1) 専決事項について、合議、通知報告又は依頼等を必要とするもの
- (2) 各事項に関連する法令規程等

3 本表中の略語例は次のとおりである。

準公会計 : 中央卸売市場事業会計
食肉会計 : 食肉市場事業会計

4 本表決裁権者の欄中の略語例は次のとおりである。

市場長 : 中央卸売市場長
部長 : 決裁事項を所掌する部長
総務課長等 : 総務課長又は南港市場長
場長 : 本場長、東部市場長又は南港市場長
課長 : 決裁事項を所掌する課長、担当課長、場長又は主幹
課長代理 : 決裁事項を所掌する課長代理、担当課長代理、副場長又は副主幹
副場長 : 決裁事項を所掌する副場長

5 本表備考欄中の略語例は次のとおりである。

市長専 : 市長の専決処分事項に関する条例
事務専 : 大阪市事務専決規程
運要 : 大阪市事務専決規程運用要領（依命通知）
課長専 : 市役所課長等専決規程
財条例 : 大阪市財産条例
財規則 : 大阪市財産規則
契条例 : 議会の議決に付すべき契約に関する条例
契規則 : 大阪市契約規則
準公規則 : 大阪市準公営企業財務規則
事規則 : 大阪市中央卸売市場事務分掌規則
設置条例 : 大阪市中央卸売市場事業の設置等に関する条例
業条例 : 大阪市中央卸売市場業務条例
業規則 : 大阪市中央卸売市場業務条例施行規則
南規則 : 大阪市中央卸売市場業務条例南港市場施行規則
食条例 : 大阪市食肉処理場条例
食規則 : 大阪市食肉処理場条例施行規則
卸法 : 卸売市場法
地自法 : 地方自治法
地自令 : 地方自治法施行令
地企法 : 地方公営企業法
合理化法 : 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

6 本表備考欄中の数字例は次のとおりである。

事務専4(1) : 大阪市事務専決規程第4条第1号
運要第1⑤(5) : 大阪市事務専決規程運用要領第1第1条関係5(5)
契規3①(1) : 大阪市契約規則第3条第1項第1号